

| | |
|---|---|
| 件名 | 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 薬務衛生課 |
| 根拠法令等 | 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号） |
| <p>旅館業法の一部改正に伴い、法との整合性を図るため、旅館業法施行条例の一部を改正するもの。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>1 事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に係る手数料の新設</p> <p>従来、旅館業の営業者の地位承継については、相続、法人の合併又は分割に限り認められていたが、今回の法改正で旅館業を譲渡する場合の地位承継が追加されたことに伴う改正（申請手数料：1件につき7,400円）</p> <p>2 法改正に伴う規定整備</p> <p>旅館業の営業者が宿泊を拒むことが出来る事由に過重サービスの要求に関する事項が追加されたことに伴う条ずれによる改正（条例第1条、第5条関係）</p> | |
| 施行日 | 改正法施行の日（6月14日の公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日） |
| <p>【その他参考事項】</p> | |

